

J T S U – E 申第 43 号
2 0 2 2 年 5 月 27 日

株式会社 JR 東日本運輸サービス
代表取締役社長 坂本 浩行殿

J R 東日本輸送サービス労働組合
中央執行委員長 佐々木 宏充

2 0 2 2 年度夏季手当等に関する申し入れ

新型コロナウイルス感染症の流行は、日本経済全体に大きな影響を与えており、感染拡大に伴う移動需要の減少やポストコロナ社会における人々の行動や価値観の変容など、JR 東日本グループを取り巻く経営環境を大きくかつ急速に変化させていくものであり厳しい状況が続くものと認識しています。

日本経済は、原油価格や原材料費の高騰による物価上昇が止まらず社会生活への影響が日に日に増しています。今後、円安やロシアによるウクライナ侵攻の影響が更なる物価高を加速させていくことから景気減速の懸念が急速に高まっています。ここ数年、賃金の上昇が伸び悩む不景気の中でガソリン価格や食料品、電気・ガス代金などの生活必需品の価格が軒並み上昇する物価高が続いており、まさに「悪いインフレ」であるstagflationの状況が作られていると言っても過言ではありません。

そのような中、組合員・社員は、鉄道という公共交通機関としての社会的使命を果たしつづけ、安全な輸送サービスを基本に収入確保およびコストダウンに積極果敢に取り組んできたのであり、現在もその歩みを止めていません。また、職場では『みんなで築く安全・安心、みんなで創るきれいな車両』を実現するべく、お客さまへ安心・正確な輸送と快適な移動空間を提供し続けています。

コロナ禍による影響は甚大ではありますが、エッセンシャルワーカーとしての使命と責任を果たすべく日々奮闘しているこれまでの努力に応えずしてJR 東日本運輸サービスの未来を切り拓くことは出来ません。このような厳しい経営環境下ではありますが、日常生活を維持し、個人消費を促進することを通じた日本社会の好循環をつくることが企業の責任として果たすべき役割であると考えます。

組合員・社員は、感染拡大の不安の中、安全・サービスが低下することのないよう、必死に努力をしてきていることからも、この努力を正当に評価することを通じた信頼関係を構築し、さらなる帰属意識と企業価値を高め、鉄道を基点とした安全で安心した輸送・サービスを持続可能としていくことが求められています。

したがって、日本国憲法第 28 条および労働組合法第 1 条、第 6 条に基づき、下記のとおり申し入れを行いますので、信義誠実対等の原則に従い秩序を保ち平和裡に行うことには踏まえて、回答にあつては丁寧かつ具体的に、団体交渉日程については速やかに調整し開催することを要請します。

記

1. 2022年度夏季手当については、基本給月額の3.0ヶ月分（契約社員含む）とすること。
2. コロナ禍で生じたテレワークをはじめとした働き方の変化、社会生活の行動様式の変容などに適切に対応し、自身の成長への挑戦を続けながら安全を第一に収益確保に取り組んできたことからも総合的な待遇改善に向けた職場環境の見直しを行うこと。
3. この要求に対する回答については、2022年6月17日までに行なうこと。
4. 支払い指定日は、2022年6月30日までとすること。

以上